

久留米市公告第49号

久留米市立上津小学校における水泳授業支援業務について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和7年3月7日

久留米市長 原口 新五

1 入札に付する事項

(1) 業務名

久留米市立上津小学校における水泳授業支援業務

(2) 履行場所

受託者が所有する水泳施設及び久留米市立上津小学校と受託者が所有する水泳施設間の送迎路

(3) 業務内容

別紙「久留米市立上津小学校における水泳授業支援業務仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(5) 予定価格及び入札書比較価格

非公表

(6) 支払条件

契約金額を3で除した額を各年度の支払額とする。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期限において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。
要件を満たさない者の入札は無効とする。

① 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

② 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。

③ 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。

ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料

イ アを除く福岡県内 県税

- ④ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
 - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
 - ⑦ 久留米市内に仕様書に記載する規模、機能を有するプール施設を所有している者であること。
 - ⑧ 業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限から開札の時までの期間に、久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。要件を満たさない者の入札は無効とする。

3 入札参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、以下の(1)に掲げる提出書類を郵送又は持参にて提出すること。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留にて、下記の提出期限までに指定場所へ郵送すること。

(1) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 役員等調書及び照会承諾書（様式第2号）
- ウ 登記事項全部証明書
- エ 次に掲げる、入札参加者の所在地区別の納税等証明書

所在地区分	税区分		納税等証明書
		税目	法人
市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）
	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明

- オ 参加資格に係る申立書（様式第3号）
- カ 使用するプール施設の概要及び本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいることが分かる資料（任意）

※本市の入札参加資格有資格者名簿登録者については、イ～エの提出書類は提出しなくてよい。また、ウ、エは提出期限から遡って3か月以内に発行されたものに限る。

(2) 提出期限

令和7年3月25日(火) 16時必着

(3) 提出先(宛先)

16 事務局

(4) 提出方法

上記(1)の入札参加資格確認申請書等を封入する封筒には、表面に業務名及び入札参加資格確認申請書在中(赤字)と記入し、裏面に送付者名(商号又は名称、住所、代表者職氏名及び電話番号)を記入すること。

4 入札の辞退等

郵送等により提出した3(1)の入札参加資格確認申請書等は、締切日事前であれば引き換えを認める。また、入札を辞退する場合は、入札前までに久留米市教育部学校教育課に入札辞退届を事前に提出しなければならない。

5 入札説明会は実施しない。

6 入札の方法

(1) 集合による入札とする。

(2) 入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者、免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額(3年間の総額)から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書(第5号様式)に記載し、入札会場に持参すること。

(3) 会社代表者以外の者が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。

(4) 日時: 令和7年3月27日(木) 9時

(5) 場所: 久留米市役所3階 301会議室

(6) 応札が1者であった場合においてもその入札は有効とする。

(7) 落札候補者の決定

予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。

落札候補者となった者については、「2 入札に参加する者に必要な資格」に記載する入札参加資格について審査し、落札者を決定する。

審査の結果、必要な資格を満たしていないと認めた場合は、当該落札候補者の入札を無効とし、入札における次順位の者を落札候補者として審査し、落札者が決定するまで行う。

(8) 落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

7 落札決定の取り消し

入札参加資格申請書の提出期限から開札の時点までの期間に、落札者が「2 入札に参加する者に必要な資格」の要件を満たしていないことが判明した場合は、当該落札決定を取り消すことがある。

8 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札までに、規則第6条に基づき、入札金額（入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成11年久留米市規則第8号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもって代えることができる。また、規則第7条に該当する場合は、免除する。

入札保証金を現金（小切手を含む。）で納付する場合、提出期限に間に合うように、16 事務局に納付書の発行を申し出ること。

入札保証金は開札終了後に還付する。ただし、落札者にとっては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもって代えることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

9 契約条項を示す場所

16 事務局

10 予算の議決

本件の契約には、令和7年度久留米市一般会計予算の議決を要することから、予算の議決がない場合は契約として成立しない。

11 資格審査の方法

事後審査型（落札候補者となった者のみ審査を行う）

12 入札の中止等

不正な入札があると認めるとき、又は天災事変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することができる。

13 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札参加資格がない者が入札したとき。
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき。
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、または入札金額が判読できないとき。
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき。
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき。

14 その他入札に関し必要な事項

(1) 仕様書等の入手場所

久留米市ホームページからダウンロード

ダウンロード先 久留米市ホームページ>組織からさがす>教育部学校教育課

- ・仕様書
- ・入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- ・役員等調書及び照会承諾書（様式第2号）
- ・参加資格に係る申立書（様式第3号）
- ・入札書（第5号様式）
- ・委任状
- ・辞退届
- ・質問票

(2) 質問の受付期間及び受付場所

①受付期間：公告日から令和7年3月13日（木）17時まで

②受付場所：16 事務局

③質問の提出方法：

質問事項を所定の様式（質問票）により作成し、FAX又はメールで提出すること。電話での質問は受け付けない。また着信確認の電話連絡を行うこと。

④質問に対する回答

令和7年3月17日（月）までにメールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

(3) 契約締結日

落札した者は、落札決定の翌日から起算して6日以内に契約しなければならない。

15 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (5) 提出された入札関係書類は返却しない。
- (6) 提出された入札関係書類は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (7) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。
- (8) 久留米市の各年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があったときは、この契約を解除することがある。この場合において、落札者は、契約解除により生じた損害の賠償を久留米市に請求することができない。

16 問い合わせ先（事務局）

久留米市教育部学校教育課

住所：久留米市城南町15番地3

電話：0942-30-9217

FAX：0942-30-9719

E-mail：gakkyo@city.kurume.lg.jp